

(4) 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

① 安心して相談できる窓口の設置

住宅リフォーム工事や耐震改修工事等に伴う消費者被害を防ぎ、住宅及び建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境を整備する必要があります。

このため町では、安心して耐震改修を実施できるようにするための相談窓口を開設するよう努めます。

② リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会に、同時に耐震改修工事を実施することで、それぞれの工事を別々に行うよりも費用負担や工期の面で効率的です。

そのため、県が行う耐震改修・安心リフォーム相談会等を活用し、リフォームと合わせた耐震改修の促進を図ります。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

県地域防災計画では、震災時の拠点施設を連絡するほか、震災時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、緊急輸送道路を「地震発生時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

本計画における緊急輸送道路については、県が指定する路線のうち本町に位置する2路線(県道東松山越生線、県道ときがわ坂戸線)とします。

緊急輸送道路の沿道については、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

また、町は県と連携し、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するためブロック塀、看板、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施します。また、町は、点検後も引き続き、地震に対する緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努めます。